

平成20年9月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成20年(レ)第6号 水道料金請求控訴事件 (原審・大阪簡易裁判所平成19年(ハ)第9523号)

口頭弁論終結日 平成20年7月11日

判 決

大阪市 [REDACTED]

控 訴 人 [REDACTED]

同代表者代表取締役 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

堺市 [REDACTED]

被 控 訴 人 [REDACTED]

同代表者理事長 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

影 山 博 英

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は第1, 2審を通じ, 被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、別紙物件目録記載の区分所有建物（以下「本件マンション」という。）の管理組合である被控訴人が、区分所有者のために一括して、堺市（上下水道局）との間で給水契約を締結し、水道料金を支払ったとして、区分所有者である控訴人に対し、事務管理に基づく費用償還請求権に基づき、水道

といえるか。

(被控訴人の主張)

被控訴人は、区分所有者らの共同の利益のために区分所有者らの事務をしているので、「本人」(民法702条1項)とは区分所有者である。

(控訴人の主張)

否認する。

控訴人は、被控訴人、賃借人の三者間で、控訴人が第三者に賃貸している場合には、被控訴人は賃借人に対して水道料金を請求することを合意したのであるから、「本人」とは賃借人であるというべきであり、控訴人のための事務管理は成立しない。

(2) 消滅時効

(控訴人の主張)

控訴人は、被控訴人との間で、控訴人が第三者に賃貸している場合には、被控訴人は賃借人に対して水道料金を請求することを合意しており、一方当事者が会社で契約類似の関係にあるといえるから、本件水道料金債権は、商事債権として、消滅時効の期間は5年である。

(被控訴人の主張)

本件水道料金債権の訴訟物は、事務管理に基づく費用償還請求権であるから、消滅時効の期間は10年である。

第3 争点に対する判断

- 1 争点(1)については、原判決2頁2行目冒頭に「前記争いのない事実等、」を加え、3頁2行目「2 争点(1) (本件水道料金の負担者) について」、同頁15行目「第3の1の」をそれぞれ削除し、同頁18行目の次に改行して次のとおり加えるほか、原判決の「事実および理由」の第3の1及び2 (原判決2頁2行目から3頁目18行目まで) に記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴人についてのみ、上記水道料金等を区分所有者ではなく賃借人が負担することを予定していたものと認めるに足りない。

控訴人や[]が所有し第三者に賃貸している本件マンションの他の専有部分について、原告から管理を委託された[]が、管理費及び積立金のみ請求書・領収証を発行している点は、証拠（甲第11号証）によれば、[]が、控訴人や[]の求めに応じて行っているだけであることが認められ、この点をもって、被控訴人が、水道料金について、賃借人に請求し、賃借人が支払うとの合意をしたということにはならない。

以上によれば、控訴人が、被控訴人との間で、控訴人が第三者に賃貸している場合には、被控訴人は賃借人に対して水道料金を請求することを合意したとは認められず、控訴人の主張は採用できない。控訴人は、被控訴人の一括の給水契約により、入居直後から手続をとらずとも、水道水が供給されている物件を第三者に賃貸することができるなど、控訴人のために有益なものとも評価しうるので、事務管理が成立するといえる。

2 争点(2)について

前記1のとおり控訴人が主張する合意は存在せず、本件の水道料金債権の法的性質は事務管理に基づく費用償還請求権であって、民法702条1項によって生じる債権であるから、「商行為によって生じた債権」（商法522条）にあたらぬ。

したがって、消滅時効の期間は、民法167条により、10年であるから、控訴人の主張は採用できない。

3 そうすると、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却する。

大阪地方裁判所第12民事部

裁判官 横 田 典 子

裁判官 神 谷 善 英

裁判長裁判官瀧華聡之は、転補のため署名押印できない。

裁判官 横 田 典 子

別紙

物 件 目 録

所在 大阪府堺市 [REDACTED]

家屋番号 [REDACTED]

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・スレート葺10階建

床面積	1階	708.58平方メートル
	2階	448.67平方メートル
	3階	424.81平方メートル
	4階	424.81平方メートル
	5階	424.81平方メートル
	6階	424.81平方メートル
	7階	424.81平方メートル
	8階	424.81平方メートル
	9階	424.81平方メートル
	10階	126.38平方メートル

以上

これは正本である。

平成20年9月19日

大阪地方裁判所第12民事部

裁判所書記官 長 田 真

